

函 療 セ
令和5年(2023年)9月13日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 「はこだて療育・自立支援センター」の児童発達支援体制の見直しについて

(はこだて療育・自立支援センター)

「はこだて療育・自立支援センター」の児童発達支援体制の見直しについて

1 改正児童福祉法への対応

令和4年6月15日に公布された「児童福祉法の一部を改正する法律」において、**令和6年4月1日**から、障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援が受けられるよう、児童発達支援センターの**類型（医療型・福祉型）が一元化される**こととなった。

2 道南地域の児童発達支援センターの現状

(1) はこだて療育・自立支援センター（公営）

「はぐみ」：道南地域唯一の「医療型」児童発達支援センター（定員20名）

医療的ケア児や、肢体不自由児、運動発達に遅れや障がいのある児童が対象

「つぼみ」：発達の遅れや発達障がいのある児童の療育の入り口を担う児童発達支援事業所（その他の児童発達支援事業所に該当、定員20名）

※「つぼみ」利用児の成長に伴い、療育時間が短いことやサービス内容の違いを理由として、他の福祉型センターへの移行を希望する利用者が毎年一定数生じている。

(2) 道南地域の「福祉型」児童発達支援センター（民営）

「うみのほし」（函館市）

「つくしんぼ学級」（北斗市）

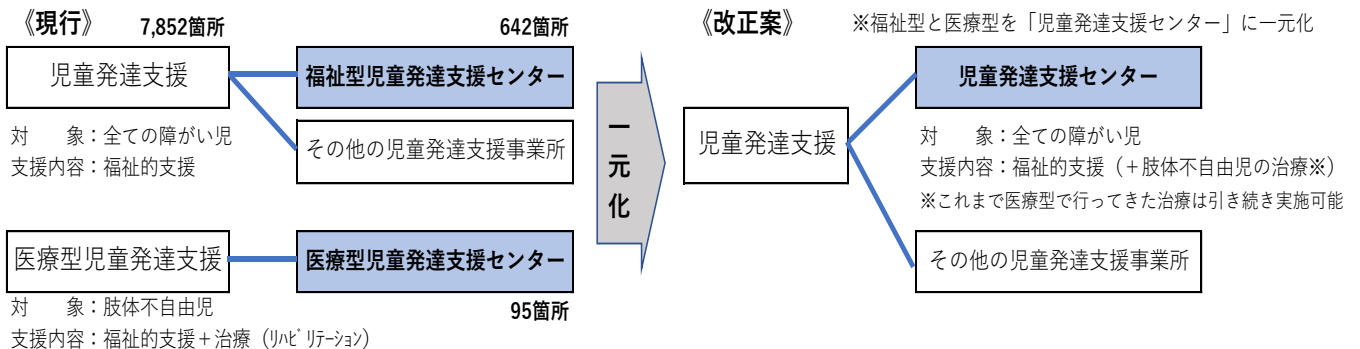
「にじのはし」「にじのおと」（七飯町）

全ての障がい児を対象とする
比較的大きな集団で長時間の療育を提供

※これまで地域内で療育・自立支援センターとの役割分担が図られてきたが、「うみのほし」「つくしんぼ学級」では、近年、一定数の入園待機者が生じている状況にある。

【一元化後の療育体制】

【児童福祉法改正】 R4.6.22厚労省資料から



3 はこだて療育・自立支援センターの児童発達支援体制の見直し

(1) 「はぐみ」と「つぼみ」の統合

- ・令和6年度の改正法への対応として、「はぐみ」を類型一元化後の児童発達支援センターに位置付けるとともに「つぼみ」と統合し、利用者のニーズを踏まえてサービス内容を見直すほか、地域における障がい児受入れ体制の確保・充実を図ることとする。

4 統合後の児童発達支援センターの概要

(1) 定員およびクラス編成

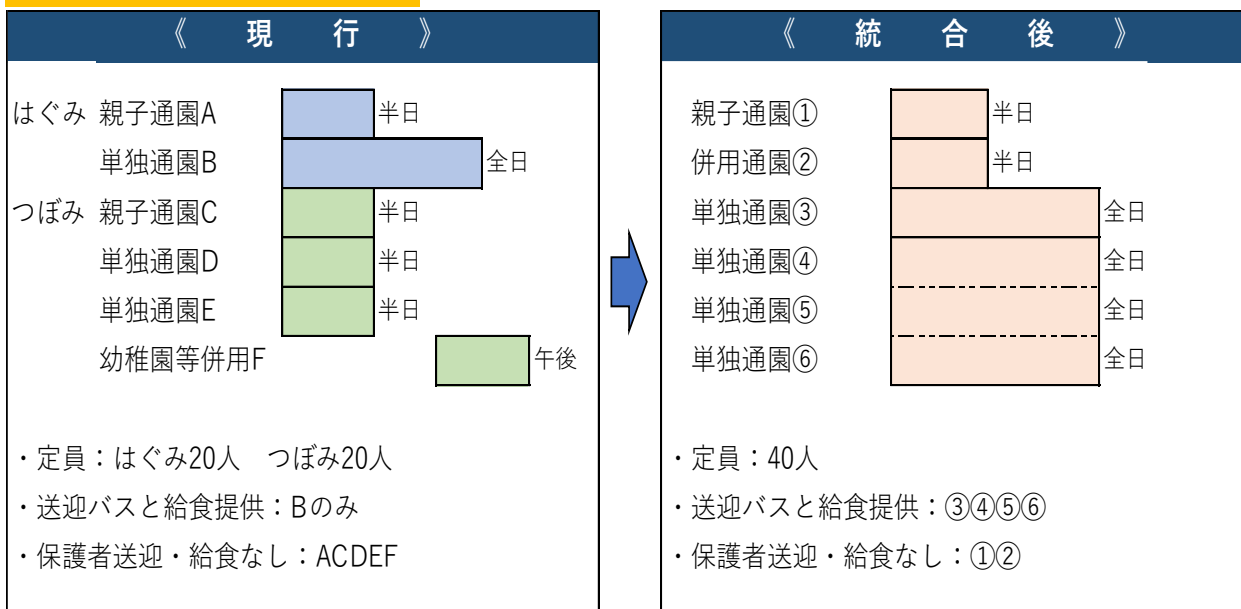
- ・定員：40人
- ・クラス編成：6クラス体制（下図参照）

基本的には、親子通園およびこども園等との併用通園の半日クラスと、単独通園の全日クラスとする。

(2) その他の事業等

- ・「医療型」児童発達支援センター併設診療所は、引き続き療育センター診療所として維持し、発達診断やリハビリテーション等を行うこととする。

【統合後の療育体制】



5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和5年9月～10月 利用児保護者への説明
- ・令和5年12月 補正予算提出
- ※条例改正は、政省令が未公布であるため提出時期未定
- ・令和6年2月 新年度予算提出
- ・令和6年4月 統合後の体制での事業開始